



農業法人化研修会

③ 農林業経営者が安定して事業継続できる経営力の強化

現状と課題

- 本県の認定農業者の農業所得は増加しているものの、全国の主業農家の農業所得との差は、平成30年度で約130万円差（本県の認定農業者の農業所得：530万円、全国の主業農家の農業所得：662万円）があります。
- 雇用型経営や法人化に必要な所得水準として設定している農業所得1,000万円以上が可能となる経営規模に達した経営体数は増加しており、その姿を見せることで若い担い手を「留める・呼び込む・呼び戻す」好循環を作るためには、農業所得1,000万円以上を確保する経営体数をさらに拡大する必要があります。
- 法人数は増加していますが、認定農業者数に対する法人の割合は、平成30年度の全国の10.4%に対して本県では6.7%となっています。法人化は優良な人材の確保や農業経営の円滑な継承のためにも推進が必要です。
- 農業従事者の高齢化や担い手不足により総農家数が減少しています。農業生産の維持・拡大や雇用の確保等を通じて、地域の活性化を図るためには、地域と一体となって農業に取り組む法人等の参入が効果的です。
- 近年の大規模な自然災害が頻発するとともに、豚熱等の家畜伝染病や新型コロナウイルス等の感染症は安定した農業経営への脅威となっており、事業継続のための体制整備や農業経営収入保険^{*}等のセーフティネットへの加入を推進する必要があります。
- 林業事業体の多くは小規模零細であり、経営基盤が脆弱であることから、経営安定に向けて、計画的な事業量の確保、雇用者の労働環境の改善、生産性の向上が必要です。また、令和元年度からスタートした新たな森林管理システムを進めるため、意欲と能力のある林業経営体へと育成を図る必要があります。

施策の展開方向

- 1 家族経営を基本とし、雇用型経営への転換や農家の子弟等を農業に呼び込むために農業所得1,000万円以上が可能となる規模の経営体を育成します。
- 2 個別経営体・集落営農組織の法人化や次代の担い手への円滑な経営継承を推進するとともに、地域と一体となって農業に取り組む法人等の農業参入を推進します。
- 3 近年多発する自然災害や新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症の発生に備え、災害被害防止対策や農業保険への加入等を進めるとともに、業種別ガイドラインに沿った感染防止対策の徹底と安定して事業継続できる体制整備を進めます。
- 4 林業事業体の労働生産性の向上により、木材生産量を拡大し、林業専門作業員の所得向上につなげます。

●KPI

	現状	令和7年度	現状年度
農業所得1,000万円以上が可能となる経営規模に達した経営体数	489経営体	1,100経営体	R元
認定農業者の農業所得	530万円	693万円	R元
意欲と能力のある林業経営体数（のべ数）	2者	12者	R元

具体的振興方策

①農業経営体の経営力の向上

- 計画的に農業所得向上に取り組む認定農業者を育成するとともに、普及指導員による農業所得向上に向けた経営管理指導をはじめ、農業経営改善計画^{※2}の達成に向けた研修会、経営相談・経営分析等の支援活動を実施します。
- 専門家（税理士、中小企業診断士等）による税務、法人化等に関する研修会を開催するとともに、研修会に併せて個別の経営相談会を開催します。
- 経営発展への意欲が高い若手農業者が、経営者マインドやリーダーシップを身に付け、実践的な経営ノウハウを習得できるよう、将来の地域農業を牽引する経営者を育成する「ながさき農業オープンアカデミー^{※3}」を開催します。
- 農業経営体からの経営相談に対応するため、農協指導員や普及指導員等を対象に農家経営分析・コンサル研修会を開催します。
- 認定農業者の農業所得のデータベースを活用し、認定農業者の所得向上に向けて効果的な支援とフォローアップを行います。



オープンアカデミーでの研修

※1 農業経営収入保険 保険期間の農産物の販売収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補てんする公的保険制度で、自然災害だけでなく価格低下等、様々なリスクによる収入減少を補償。

※2 農業経営改善計画 農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的かつ安定的な魅力ある農業経営を目指し、農業者自らが作成する5年後の経営目標を記した計画書

※3 ながさき農業オープンアカデミー 農業経営者を目指す長崎県内の若手農業者を対象とした経営力向上のための講座。講師には県内外のトップレベルの経営者や先進農家などの専門家を迎え、経営力向上に必要な知識習得や事例研究、グループ討議等を通じて自らの経営計画のブラッシュアップを行う。

② 農業所得1,000万円以上を確保する経営体の育成

- 家族経営を基本とし、雇用型経営への転換や農家の子弟等を農業に呼び込むため、農業所得1,000万円以上を確保する経営体の増大に向け、農業所得1,000万円以上を達成した農業者の経営事例を広く紹介するとともに、関係機関が一体となって支援します。
- 農業所得600万円以上1,000万円未満で規模拡大の意向のある農業者をリストアップし、経営分析により課題を整理した上で、雇用型経営への展開のイメージを提案し、具体的な計画の作成支援を行うことによりその実現を推進します。
- 雇用型経営を志向する農業者に対し、労務管理研修を実施し、資金の運用計画や人件費、作業環境等の分析を行い、雇用管理能力の向上を図ります。
- 必要な労働力の確保のため、農業サービス事業者による特定技能外国人材の派遣等を推進します。



令和元年度農林水産祭 天皇杯（園芸部門）受賞
島原雲仙農協雲仙ブロッコリー部会（雲仙市）



令和2年度農林水産祭 天皇杯（畜産部門）受賞
松崎氏（小値賀町）

③ 農業経営の法人化と経営継承等の推進

- 農業経営の法人化を推進するため、相談窓口を設置するとともに、法人化を希望する農業者を対象に、法人設立から雇用労務管理等法人化に必要な知識等を習得するために研修会を開催します。
- 農業生産の維持や就農時のリスクの低減を図るため、農業経営体の経営資源（農地、機械、技術、ノウハウ等）の新規就農者等への円滑な継承を推進します。
- 具体的な課題を持った農業経営体に対して、農業経営相談所に登録した税理士や中小企業診断士等の専門家を派遣するとともに、法人化や円滑な経営継承の課題解決に向けて普及指導員が伴走支援を実施します。
- 集落営農組織が将来にわたり安定的に運営していくために法人化を推進します。
- 法人等の農業参入に対応する相談窓口を設置するとともに、地元市町、農協など地域一体となった農業参入を推進します。
- 新たに農業法人の設立が必要な場合には、法人設立に向け、税理士、中小企業診断士等の専門家による助言や経営診断を実施します。

④ 新型コロナウイルス感染症等への対応、安定して事業継続できる農業経営の推進

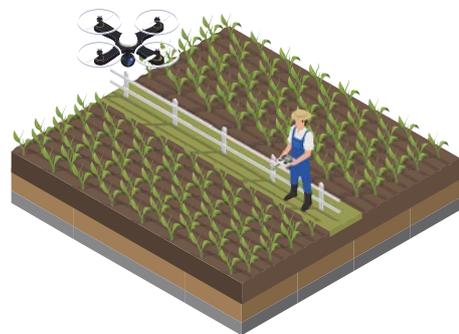
- 近年頻発する自然災害に備えるため、異常気象にも対応した品種や栽培技術の導入、農業用ハウスの保守管理や補強、農業経営収入保険等の農業保険への加入等を進めます。
- 新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症への対応として、農林業の生産現場において、スマート農業技術の導入により接触機会を減らす営農への転換など感染防止対策の徹底と事業継続の体制を整えます。併せて、需要が落ち込んだ品目の消費拡大対策による需要喚起、加工業者等の国産原料への切替えに対応した安定供給体制の整備、ネット販売など新しい生活様式^{*1}に対応した販売形態への転換等を推進します。

⑤ 林業事業体の経営改善・強化

- 各林業事業体の生産性向上と事業量の拡大により、林業専門作業員の平均年収466万円を達成し、若者に選ばれる林業を目指すため、森林整備事業の年間計画の公表、施行地の集積、林業版産地計画に基づく事業量の拡大・安定化を推進します。
- 施業プランニング^{*2}ができる森林施業プランナーを育成し、民有林の施業を面的に集約化し、事業量の確保を図ります。
- 「緑の雇用」事業や森林整備担い手対策基金、森林環境譲与税^{*3}を活用した事業等により、林業専門作業員の生産技術の向上に努め、事業コストの低減を図ります。
- 経営者等を対象とした経営改善セミナー研修等を行い、経営力の向上を図ります。



林業版産地計画の策定に向けた研修



※1 新しい生活様式 長期間にわたって新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、飛沫感染や接触感染等の対策を取り入れた新たな日常生活。令和2年5月、国の新型コロナウイルス感染症専門家会議の提言を踏まえ、厚生労働省が実践例を示した。

※2 施業プランニング 路網設計や間伐方法等の森林施業の方針、搬出間伐等の施業の事業収支を示した施業提案を行うこと。また、それを森林所有者に提示して合意形成と森林施業の集約化を図ること。

※3 森林環境譲与税 市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、国から市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与される税。



特定技能外国人によるばれいしよ収穫作業

④外国人等多様な人材の活用による労力確保対策の推進

現状と課題

- 人口が減少する中、他産業との競合などにより、農業分野においても労力の確保が困難となっています。
- 外国人材の確保・活用に向けて、農業分野における特定技能外国人材^{*1}等を農業サービス事業体^{*2}（株式会社エヌ）を通じて農業現場へ派遣することで、労働力不足の解消を図っていますが、十分な外国人材の確保や年間を通じた業務量の確保など課題が残されています。
- 国内人材の確保・活用に向けて、いちごのパッケージセンター^{*3}など既存の労力支援組織の機能強化を図るとともに、地域や産地の状況に応じた労力支援組織を設立する必要があります。また、必要な人材を確保していくためには、他産業と遜色ない働きやすい環境を整えることが重要です。
- 農福連携^{*4}の取組として、高齢者福祉との連携が先行して取り組まれています。更に障害者福祉との連携を推進するため、マッチングの仕組みづくりと福祉事業所と農業者の相互理解醸成、受入環境の整備等が必要です。

施策の展開方向

- 1 農業分野における特定技能外国人の就労を促進するため、県が主導して設立した農業サービス事業体と連携して人材の確保や外国人が安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。
- 2 地域や産地の状況に応じた労力支援組織の設立を進めるほか、多様な人材が活躍できるよう働き方改革を推進します。
- 3 福祉事業所と農業者等との相互理解を深め、福祉施設外での就労等の制度を活用した農福連携の取組を推進します。

●KPI	現状	令和7年度	現状年度
農作業支援者数（特定技能外国人材等）	15人	300人	R元

具体的振興方策

①外国人材の確保と受入環境の整備

- カンボジア国やベトナム国等から特定技能外国人を受け入れる農業サービス事業者の取組を支援し、農繁期と農閑期が本県とは逆の他県産地と連携するなど、労働力が必要な時期に人材を派遣できる仕組みづくりを進めます。
- 県及び各地域に特定技能外国人受入連絡協議会^{*5}を設置し、各機関での情報共有を図りながら、地域住民との交流や生活相談、住居確保等を通じて、外国人材が地域で安心して暮らせる環境を整備します。



特定技能外国人によるにんじん収穫作業

②労力支援組織の設立・強化と働き方改革の推進

- 担い手の労力不足を補完するため、地域や産地の状況に応じた労力支援組織の設立を進めるとともに、設立された労力支援組織の作業支援者の確保・育成などの持続的な活動を推進します。
- 特に、作業支援者の確保へ向けて大学、シルバー人材センター等との連携強化や研修会等を実施し労力確保に向けた取組を実施します。
- また、多様な人材が活躍できるよう、労働時間の管理、休日・休憩の確保、男女別トイレの整備、作業の標準化やマニュアル化など、農業の働き方改革を進めます。

③農福連携の推進

- 福祉事業所と農業者等を対象とした研修会や作業体験会を通じて相互理解を深め、新たに農福連携に取り組む事業所の掘り起こしを図ります。また、県域の農福連携推進会議において関係者の連携と情報共有を図り、地域マッチング体制（窓口）やコーディネーター、ジョブコーチ^{*6}の育成等について検討します。
- 福祉事業所向けの農作業マニュアルを作成することで、農作業に対する理解度を高め、取組の拡大につなげていきます。
- 市町やJA、県振興局等を構成員とする地域雇用労力支援協議会^{*7}が中心となり、地域マッチング体制（窓口）を構築し、農業者と福祉事業所のマッチングを推進します。



福祉事業所の利用者による労力支援

※1 特定技能外国人 深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野（特定産業分野）において、一定の専門性・技能及び日本語能力を有すると認められて在留資格を有する外国人。

※2 農業サービス事業者 農業者等から委託等を受けて、農作業や作業員の派遣等のサービスを提供する事業者。

※3 いちごパッケージセンター 生産者に代わり、いちごの選別及びパック詰めを行う施設。

※4 農福連携 障害者等が農業分野で就労することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。

※5 特定技能外国人受入連絡協議会 外国人材が安全で安心して暮らし、就業できる環境を整備するため、地域段階に自治会をはじめ、市町等関係機関・団体を構成員とする協議会。

※6 ジョブコーチ 農福連携を推進するため、障害者を受け入れる際の留意点を農家などに助言する農福連携技術支援者（いわゆる「農業版ジョブコーチ」）。

※7 地域雇用労力支援協議会 地域内労力の実態調査や地域で周年雇用が可能となる品目の組み合わせ提案、農家の労務管理能力向上研修などの活動を行う市町、農協、県振興局等で構成された協議会。



夢ある「農業女子」応援プロジェクト in 長崎

⑤ 青年農業者や女性農業者の資質向上とネットワーク強化

現状と課題

- 若い男女の農業者で構成される青年農業者グループの研究活動において、地域や経営の課題解決に取り組むことにより、地域リーダーや農業経営者としての資質向上につながっています。農業就業人口が減少する中で、地域リーダーの育成に向け、青年農業者グループの活動を強化する必要があります。
- 新規就農者や農業後継者の育成において、農業士^{*1}の役割が大きくなっています。
- 農業就業人口の約半分を占める女性農業者は、農業の担い手として重要であり、経営力向上や地域農業の発展のためには、女性農業者の農業経営への積極的な参画や将来のリーダーとしての育成を図る必要があります。

施策の展開方向

- 1 | 青年農業者の組織活動を通じ、課題解決能力の向上や資質向上を図り、地域リーダーとして育成します。
- 2 | 女性の経営参画やスマート農業等の技術習得支援、就業環境の改善により、女性農業者が活躍できる場の拡大と働きやすい環境づくりを支援します。

● KPI

	現状	令和7年度	現状年度
経営に積極的に参画する女性農業者の割合	5.7%	7.0%	H30

具体的振興方策

① 青年農業者の組織活動を通じた人材の育成

- 県域及び地域の青年農業者グループの活動を通じ、課題解決能力の向上を図るとともに、県内外の青年農業者のネットワーク形成や交流活動を支援することにより、地域農業の担い手として育成します。
- 地域の新規就農者や農業後継者の育成に指導的な役割を果たす農業士の活動を強化することにより、新規就農者や青年農業者の資質向上を推進します。



青年農業者全国発表大会

② 女性農業者が活躍できる場の拡大と働きやすい環境づくり

- 農業経営に携わる女性に対し、認定農業者制度における農業経営改善計画の共同申請^{※2}を推進します。
- 若手の女性農業者を対象に、女性の経営参画や将来のリーダーとしての資質向上のための研修、個別支援及び女性農業者のネットワーク強化を推進します。
- スマート農業等の技術習得により、生産現場での活躍の場を広げます。
- 女性や若者が働きやすい環境を整備するため、地域の女性農業者とパートナー、関係者の話し合いによる就業環境の改善を図ります。
- 地域リーダーや関係機関と連携して、地域活性化に繋がる話し合いに女性や若者の参加を促します。



女性農業者マネージメント研修

※1 農業士 自らの優れた農業経営の実践を通じて、地域の青年農業者に励みと目標を与え、その育成に指導的な役割を果たす農業者（県知事が認定）。
 ※2 農業経営改善計画の共同申請 共同経営を行う夫婦・親子等が共同で農業経営改善計画の認定申請を行うこと。